

安全保障法制の閣議決定に対する会長声明

2015年（平成27年）5月18日

兵庫県弁護士会 会長 幸 寺 覚

〈声明の趣旨〉

当会は、集団的自衛権行使等を定める安全保障法制の閣議決定に反対する。

〈声明の理由〉

政府は、集団的自衛権の行使を可能にするための「武力攻撃事態及び存立危機事態安全確保法」（以下「事態対処法」という。）及び「自衛隊法」を含む改正法案等（以下、まとめて「安全保障法制」という。）について閣議決定をした。

しかしながら、日本国憲法第9条は、我が国が先の大戦によりアジア諸国をはじめとする市民に対し、多大な惨禍を与えたことに対する深い反省に基づき、戦争及び武力行使を放棄し、戦力を保持せず、交戦権も認めない徹底した恒久平和主義を採用しており、従前より、政府も、一貫して、我が国は憲法第9条によって、集団的自衛権の行使が禁止されているとの解釈をとってきた。

そのため、当会は、「仮に、『我が国を取り巻く安全保障環境』の変化が発生し、集団的自衛権の行使を制約する憲法規範を変更し、集団的自衛権を行使する必要が生じたのであれば、政府は、国民に対し、我が国の安全保障政策上、早期に憲法改正手続を経る必要がある事情を開陳し、全国民の代表である国会議員らによる憲法改正の発議を待つほかない。」と指摘し、「集団的自衛権の行使を制約する日本国憲法の規範は憲法改正手続を経ない限り、変更されないから、改定された関連法は、最高法規である憲法に抵触し、ことごとく無効である（憲法第98条第1項）。」との見解をすでに表明している（2014年6月20日付当会会長声明）。

すなわち、今回の集団的自衛権の行使を可能にするための「事態対処法」及び「自衛隊法」の改正案、並びに、集団的自衛権の行使が行われることを前提とした「米軍行動関連措置法」、「特定公共施設利用法」、「海上輸送規制法」、及び、「捕虜取り扱い法」の改正案は、いずれも憲法第9条に抵触し、無効であると言わざるを得ない。

当会は、立憲主義に抵触する法律案を含む安保法制の閣議決定に反対するとともに、今後の集団的自衛権の行使に向けた立法の問題等について、引き続き、市民に対し、情報を発信し続ける所存である。